



川端和治委員長インタビュー
5周年を迎えて

放送倫理・番組向上機構[BPO]

放送倫理検証委員会



川端和治委員長



重松清委員

放送倫理・番組向上機構[BPO]の放送倫理検証委員会が2007年5月に発足して今年で5年がたちました。この間、委員会は放送事業者に対する数々の委員会決定を公表してきました。5年間の区切りとして、発足時から委員会をまとめてきた川端和治委員長に振り返ってもらいました。聞き手は2010年から委員会に加わっている重松清委員です。(2012年4月12日収録)

スタートから、トップギアだった。——放送倫理検証委員会の役割

重松委員 僕が検証委員会に参加したのは2010年4月です。つまり、5年間の歴史の後半しか知りません。意見書案作成担当者として携わった委員会決定も『情報バラエティー2番組3事案に関する意見』(2011年7月)一件のみで、ようやく検証委員会の仕事のあらましがわかりかけてきたらどうか……という段階です。BPOの外にまだ片足が残っている、と言ってもいいかもしれません。

今日のインタビューは、そんな僕が委員長から検証委員会の5年間をレクチャーしていただく、という形で進めたいと思います。(註1)

さて、検証委員会は2007年に発足したわけですが、5年という区切りを迎えて、発足当初となりが一番変わったか、あるいは変わらなかったかという点について、委員長はどんなことをお感じでしょうか。

川端委員長 次々に起こってくるいろんな問題に、そのつど対応するのに精一杯でした。振り返ってみて歴史的に検証したり評価したりする余裕はまったくなかったというのが、一番正直なところじゃないかと思います。

それは発足した時点での予想どおりということでしょうか。それとも、ちょっと想定外でしたか？

委員長 まったく想定外でしたね。発足したときは、まず最初にこの委員会で審理なり審議をする基準を議論して、一定の線を決めておかなければ、と考えていたんです。「放送倫理」というのはそもそもいったい何なのか、それは具体的にはどんなものに基づいて、どのような方法で判断されるべきであるのか……。そういうことの勉強会を、半年ぐらいはやりたいと思っていたのです。

準備に時間が必要だ、と。

委員長 そう。10人いる委員会の中で(註2)、前身の番組委員会から継続されている方が半数ぐらいいらっしたんですが、番組委員会では具体的な番

組について問題を議論していたわけではありませんし、検証委員会の発足にあたって加わった委員も、いろんな方面から集まっています。いわば寄せ集めの形ですから、10人の委員それぞれが放送の倫理についてどんな考えを持っているのか、あるいはこの委員会が果たすべき役割についてどう思っているのかというのも、最初はまったくわからないままだったんです。

そんな委員会が意味のある仕事をするためには、やっぱりまず「われわれはなにをやるか」「どういうことに基づいてなにをやるのか」ということの方角性のある程度共有しなければ、みんな勝手にバラバラな意見を言うだけで、ひとつのまとまった意見をつくるのは難しいんじゃないか、と私は思っていたんです。

ところが、現実には2007年5月23日に第1回の委員会が開催され、その2ヶ月半後の8月6日には、早くも決定第1号の『TBS「みのもんたの朝ズバッ！」不二家関連の2番組に関する見解』が出されています。最初からトップギアで対応しなければいけない事態になってしまったわけですね。

委員長 これはほんとうに、予想もしなかったことで……。

でも、いまから考えれば、抽象論でいろいろ議論し合うよりも、最初から具体的な問題に直面して、それにどう対応するかという形で進めていったことが、かえってよかったんじゃないかとは思いますが……。

そもそも、この『朝ズバッ！』の問題というのは、委員会が発足する前に事実上終わっていた事案なんですよ。不二家としても、テレビ局側の対応を受け容れて、一応のケリはついていた。

それを検証委員会であらためて扱った理由は？

委員長 不二家の問題を検討していた第三者委員会の委員であった2名の方から、「これは虚偽放送、放送倫理の問題なんだから、そのためにつくられた検証委員会でやるべきだ」ということで持ち込まれてきたんです。放送倫理検証委員会は、視聴者意見や報道などから問題があると認知したときにそれを採り上げることになっており、申立てを受けて審議あるいは審理す

るという制度をとっていませんが、これは重要な情報もたらされたわけですので、それを採り上げるかどうかの議論をまずしました。

これを「もう片が付いた問題だから、われわれが採り上げる必要はない」という処理をすると、発足早々の委員会が、結局なんの意味もない委員会だというふうに評価されてしまうおそれがありました。

検証委員会は、放送法改正など権力の介入を防ぐために放送局側の自主機関としてつくられたものなのに、それがなにもできないと「やっぱり放送局の自主性には任せられないから、法律で縛るしかない」と言われてしまいかねませんね。

委員長 そう。ひじょうにまずいことになってしまいます。ですから、やはり採り上げないわけにはいかない。しかし、どう採り上げることが問題です。過去の問題を掘りかえして、放送の制作者の自由を大きく侵害するような形、つまりわれわれが総務省のお先棒担ぎになるような形になってしまうと、まったく逆効果ですから。

そういう両刃の剣のリスクを背負って発表された『TBS「みのもんたの朝ズバッ！」不道家関連の2番組に関する見解』は、まさに「放送倫理検証委員会の役割とはなんであるか」から書き起こされていました。(註3)

その中に「放送界が放送倫理と番組の質的向上のたゆまぬ努力を重ね、多様多彩な放送活動をより自由に行なうよう促すこと、委員会が目指すのはこの一点である」という言葉がありますが、そこに関しては、5年後のいま、変更や修正の必要はありますか？

委員長 それはいいですね。やっぱりわれわれが存在しているのは、放送局側の表現の自由を守ることが前提で、法律による規制や行政指導で、その自由を侵害されていく結果にならないようにする、ということなんです。事実と反する放送や視聴者に誤解を与える放送があった場合は、われわれがそれを検証して、誤りを指摘して、どうすべきかというアドバイスをします。そういう放送局側の自主的、自律的な是正がきちんと行われているんだと世の中に示すことによって、国家権力が直接放送に介入してくることを防ぐ。その一点をずっと考えてやってきましたので、それはまったくブレ

ていません。

同様のメッセージは、『TBS「みのもんたの朝ズバッ！」不二家関連の2番組に関する見解』の中でもう一度、「おわりに」でも繰り返されています。(註4)確かにこれは、その後のさまざまな委員会決定やシンポジウムなどでも一貫して委員会のスタンスとして表明されているものですね。

「審議」と「審理」の違いは？——本末転倒になってはならない

ところで、『TBS「みのもんたの朝ズバッ！」不二家関連の2番組に関する見解』には、「審議」と「審理」の定義づけ、「見解」と「勧告」の違いについての説明もありますが、じつは「審議」「審理」については、2007年の『見解』の時点と現在とで若干の変化があるように思えるのです。その点については、委員長としてはいかがでしょうか。

委員長 私も、今回あらためて読み直して、気が付いたんですけれども、この『見解』をつくったときには、「審議」は個別の放送よりもむしろジャンルについてのものだったんですね。われわれの主な任務は、虚偽の疑いがある個別の放送についての「審理」である、という意識です。「その放送がほんとうに誤りだったのか」を調べ、「なぜ誤ったのか」を検証して、「再発を防止するにはどうすればいいのか」と「見解」を述べ、そして「こういうことを求める」という「勧告」をする。それが検証委員会の主要な任務であるという意識で、この『見解』は書かれていますね。

ただ、そのあと実際には、虚偽放送の問題ではないけれども、放っておいていいとは思われない、個別の番組についての放送倫理違反の問題が、次から次へと出てきてしまったんです。それで「審議」のありかたを変えたんですね。かなり早い段階から、おそらく2件目の事案からそうなったと思います。

それは、検証委員会が扱う範囲が、虚偽放送の問題からさらに広がっていったということでしょうか。

委員長 もともと「審議」は放送倫理や番組の質の向上を目指すものでした。(註5) 最初はその対象は放送のジャンルなんだというイメージだったんですが、実態に合わせて個々の番組についても対象にするようになったということです。

なるほど。ただ、そうなると、個々の番組の現場にとっては、「審議入りしてしまうこと」のプレッシャーがのしかかってしまいませんか？ 本来はあくまでも質の向上を目指すためのものだった「審議」が、どうも「審理」の厳しいイメージのほうに引っぱられてしまって、現場にとっては「罰せられた」というネガティブなものになっているのではないかと、意見交換会や勉強会に出席するたびに感じているのですが……。

委員長 それはですね、特に審議事案とするかどうか、そのクライテリア(判定条件)がひじょうに問題になるところなんです。

2009年7月17日に発表した、TBSの『情報7days ニュースキャスター「二重行政の現場」』についての委員長談話が、一つの境目になっていると思います。

これは番組の中で放送倫理違反があったものの、問題が小さく、当該局がすでに自主的に調査・検証をおこなって再発防止策も実行されている、という理由から検証委員会が審議入りしなかったものですね。

ところが、委員会が審議の対象にするかどうかの議論をしているさなかに、総務省がTBSに対して厳重注意の行政指導をおこないました。委員長談話では、それに対する〈重大な懸念〉を表明し、委員会のスタンスを説明しています。(註6)

委員長 問題それ自体が小さく、些末な誤りであるようなもの、かつ局側がその問題についてきちんと対応して是正を図っているようなものについてまで、われわれが意見をいちいち言うようなことはしない、という立場を明らかにしたわけです。

視聴者からの指摘、あるいは報道によって、放送の中の問題というのは、常にひじょうにたくさん指摘されつづけているわけですね。その全部についてわれわれが、たとえば民放連の放送基準に機械的に当てはめようと、総務省が行政指導の対象としてきたもの以上に細かい問題をいちい

ち採り上げる機関になってしまうんです。

それは本末転倒になりますよね。

委員長 そうなんです。そこをわれわれは一番恐れているんです。採り上げるものは、やっぱり一定の重みを持ったもの、問題性が高いものか、十分な是正がなされていないものに限るべきではないか。2009年の委員長談話を一つの境目にして、それをあらためて自覚して運用にするようになったということだと思いますね。

あえて審議入りしないこともある。そういう柔軟さを持って対応するということですね。

委員長 基本的には、きわめて柔軟に対応していると思います。その結果、委員会が発足した時点ではまったく想定されていなかった手続きなんですけれど、「討議」という段階を設けたんです。

これは、審議の対象となること自体が放送局側にとって一つのマイナス、処罰のようにとらえられてしまうので、その前の段階で採り上げるべき事案かどうか、しっかり議論をしよう、ということをつくったわけです。そういう意味では、問題が起こったときに機械的に審議や審理の対象にするようなやり方はしていません。

それは、やはり「倫理」にかんする問題だから、ということでしょうか。

委員長 「倫理」は、「法律」とはまったく性質の違うものですから。

一応の手掛かりとしては、NHKと民放連がつくった『放送倫理基本綱領』というのがあって、それに基づいて、NHKと民放連でそれぞれ基準をつくって冊子を発行しています。われわれもそれは参照しますが、いずれにせよ、それは「倫理」なんですね。つまり「法律」だと、違反した場合には必ずこうなるというのを前提にきちんとつくられています。が、「倫理」はそうではありません。しかも民放連の放送基準を見ても、具体的な問題が起こったときに対応するためにつくったものの寄せ集めという面があって、新しい問題が起こったときに必ずしもそれにぴったり合うものがあるわけで

はありません。あるいは形式的に当てはまるものがあつたとしても、具体的な問題との関係では違和感が出てくる場合もあるんですね。ですから、われわれとしては、「この問題では、いったいなにが一番ふさわしい対応になるのか」ということを、ひとつひとつ丁寧に検討しなければならないんです。

議論には、時間がかかる。——「全員一致」の原則

委員会ではさまざまな意見が出てきます。現在の委員会でもほんとうに議論百出で、「倫理」の難しさを痛感することばかりですが、とりわけ初期の段階だとまさに手探りで、難しいことも多かったのではありませんか？

委員長 そうですね、私が委員長として初期に一番気をつけたのは、「少なくとも初めのうちは全員一致の意見という形でまとめたい」ということです。

少数意見をそのまま残すのではなく、とにかく「全員一致」まで議論を詰めていく、ということですか？

委員長 少数意見は常に出てくるんです。それをそのまま発表するという道もあるし、そのほうが早く発表できたとも思うんですが、初期の段階でそれをやってしまうと、まだ発足したばかりの放送倫理検証委員会が出す意見や見解の権威性が保てなくなってしまうことを恐れたんです。

もちろん、検証委員会がどういうものかということが対世間的に確立したあとであれば、少数意見も当然出ていいんです。ただ、発足当初は、「委員会の中にはこんなことを言っている人もいるのに、なんで結論がこんな意見になるんだ」という形で言われてしまうだろうな、と思ったわけです。ですから、時間をかけても全員が「こういうことだけは間違いなく言えるね」という線を探ることを、なによりも強く考えていました。

ただ、その場合の「全員一致」は、決して単純な多数決で結論づけられるようなもの

ではありませんよね。

2009年4月28日に出された委員会決定第5号『NHK教育テレビ「ETV2001シリーズ戦争をどう裁くか」第2回「問われる戦時性暴力」に関する意見』では、委員会の考える中立・公平性について表明されています。(註7)

少数意見の単純な排除や並列という形をとらずにねばり強く議論を重ねることは、時間も必要になります。この決定でも委員会が議論した時間が30時間を超えていたことが明かされ、〈委員会始まって以来、本件はもっとも集中的な議論を行った事案となった〉とあります。

委員長 ETVの事案は、ほんとうに時間がかかりました。

そもそも番組自体は2001年のもので、それを8年後に委員会が採り上げることはどうなのか、という議論から始めました。しかもBRC(放送と人権等権利に関する委員会の省略・現在は放送人権委員会に変更)の見解がすでに出ている。さらに、それに加えて最高裁判決も出ていたという段階です。われわれも、その二つを当然ながら踏まえなくてはいけない。そのうえで、われわれとしてなにか言う余地があるのかどうか、審議のやりかたはどうするのか、なにを証拠としていくか……など、ほんとうに議論百出で、どういう形で意見をまとめていけるのか、ほんとうに難しかった。

また、この委員会決定の特徴として、資料『業務命令と制作者の自由をめぐる論点の整理』が巻末に添えられています。

これは、番組の編集権をめぐる委員会の討議で参考にしたメモを、あえて公開したものです。〈委員会は、ここでは問題を提起するだけにとどめておくが、本意見書の末尾に、マスメディア内部の自由をめぐる、これまで内外で議論されてきたことの概略を添付しておくことにする。これは私たちが討議に際して参考にしたメモであるが、ここからさらに議論を深め、NHKと放送界の活動がより風通しよく、活発になることを期待したい〉と意見書にあるとおり、放送の現場で議論が交わされることへの期待を込めたメッセージでもありますね。

委員長 この問題も、ほんとうに最後まで議論がつづいたんです。最高裁が明言するとおり、番組の編集権は法的な意味では当然経営側にあるわけですがけれども、現場の意志が踏みにじられてしまうような事態をそのまま許して

いると、いい番組はつukれないという問題があつて。そこはやっぱりもっと考えるべきじゃないか、という議論をつづけたんです。しかし、この点については、委員会として何か特定の見解を示すよりも、現場で議論を継続してもらふことが重要だし、是非そうしてほしいという考えから、その議論の資料を付録として付けて、問題を投げかける形にしました。

われわれは、ファンとしてのプロである。——現場に寄り添って

2009年7月30日に出された委員会決定の第6号『日本テレビ「真相報道 バンキシャ！」裏金虚偽証言放送に関する勧告』では、初めて特別調査チームがつくられています。(註8)

委員長 はい。初めてであり、いまのところ唯一のケースですね。

ヒアリングや現地調査のために、山口県と岐阜県という遠方まで赴かなければならない、という物理的な理由で設置されたのですか？

委員長 いや、やはりこれは、虚偽放送によって県の業務が妨害されたということも問題になってくるような、大きな事案ですので。

なぜ虚偽の告発を取り上げるに至ったのか。そして、どこかでそれが虚偽だと気づかなきゃいけなかったはずなのに、どうして気づかなかったのか。そういうことをものすごく丁寧に調べなければならないし、しかもそんなに時間をかけるわけにはいかない。集中的に調べるためには、それに専従する方をお願いせざるを得ないということで、特別チームを組んだわけです。

委員会の決定も「勧告」という一番重いものになりました。その決定を出すにあたって、委員会で慎重論は出ませんでした？

委員長 それはありませんでした。われわれは「検証番組をつくりなさい」と伝えた

わけです。要するに、なぜ間違ったのかを現場がもう一度考え直すような番組を自分たちでつくりなさい、ということなんですよ。

『勧告』の中でも、こういう表現で検証番組の意義を説いています。

〈放送で失ったものは、放送で取り返す、というのが放送に携わる者の原則である。それが放送人の気概であり、矜持でもある。BPO放送倫理検証委員会の委員すべてが、そうであってほしい、と願っている〉

委員長 われわれは第三者委員会で、放送事業者とは別の存在なんです。もちろん、行政のように電波法の権限を背景にして「行政指導」と言いながら強制力のあることをやる組織とは違います。しかし、第三者委員会が事業者に対して上からものを言ってしまうと、やっぱり行政と同じように放送局側の自主性、自律性を損ねてしまい、表現活動を委縮させてしまう恐れがあるんです。

ですから、われわれとしては、放送の制作現場の脇に寄り添って、なにをやっているかをよく眺めて、その眺めた結果として、「ここをもう少しこうすれば、きっといい放送になるのにね」というのを述べる役割をしたいと思っています。

『勧告』の締めくくりにも、検証委員会は〈ファンとしてのプロ〉だという一節がありました。(註9)

いままでに発表された13件の委員会決定と1件の提言を読み返してみると、さまざまな表現で、委員会の立ち位置や性格を繰り返し伝えていきますね。

委員長 やはり、意見や見解や勧告の一つひとつをつくる過程で、われわれはなにが言えて、あるいはなにを言うべきであって、あるいは逆になにをしてはいけないか、というのを考えながら進まざるを得ない面がありますね。

それは裏返せば、委員会のことがまだ放送の現場にしっかりと認知されていない、誤解されている、という危惧のあらわれでもあるのですか？

委員長 確かに、「放送倫理検証委員会とは、総務省の行政指導に代わってうるさ

いことを言って、現場を規制しようとしている組織だ」というふうに見られていることはありますね。ですから、「そうではないんだ」と繰り返し言うしかない。

その誤解については、5年間でどう変わったのでしょうか。発足当初に比べてだいぶ理解されるようになったのか、それともまだ足りないか、委員長の実感としてはいかがですか？

委員長 いや、それは5年間で全然違って来たと思いますね。最初の段階では、こちらも自分たちが何者であるかというのが確立していなかった、自分自身でもよくわからなかったわけですから、放送局側にしてみれば、もっとわからなかったでしょうし……。しかも、放送法改正を阻止するためにつくられた組織であるということが、逆に、総務省に代わってうるさいことを言う組織なんだと受け止められてもやむを得ない、そういう出発点ではあったかなと思うんです。

その頃に比べれば、放送倫理検証委員会がいったいなにを目指している組織なのかというのは、はるかにわかってもらえるようになってきているとは思いますが、ただそれは出発点と比較した話であって、現実には、放送局のコンプライアンス担当者やプロデューサークラスには相当届いているとは思いますが、制作会社や派遣のスタッフが中心の制作現場にはまだ届いていないというのは、自覚せざるを得ない。その状況は、まだ変わっていません。

意見書の冒険。——「お小言集」にしないために

いままで委員会の出してきた決定や提言の中で、最も大きな話題を呼んだのは、2009年11月17日に出された決定第7号の『最近のテレビ・バラエティー番組に関する意見』 だったと思います(註10)。当時委員だった里中満智子さんのイラストが入っていたり、〈このあと、すぐッ〉(では、CMです)というようなくだけた文体が採用されていたりという、ひじょうにユニークな意見でした。

委員長 ええ。いままでの意見書とは全然違うトーンで、書き方や文体を選んで、里中委員のイラストを入れるという形は、委員会としてもそうとう思い切っ
てやったものです。

このようなスタイル、また個別の番組ではなくジャンルを対象としたのは、なぜ？

委員長 バラエティー問題に関しては、バラエティー番組全体の質の向上と放送倫理の向上のためになにかを言わなきゃいけないという状況は、間違いなくあったんです。つまり、いろいろな小さな問題が起きて、次から次へと苦情が寄せられていたわけです。

ただ、委員会としては、その一つひとつを事案として採り上げることはしてきませんでした。あまりにも小さな問題について大きな力をふるうというバランスの悪い結果になってしまいますから。それでも、そういう一件一件を集めたうえで意見を言うことはできるんじゃないかと考えながら、事案を集積させていったんです。

しかし、「こんなのはわざわざ採り上げるものではありませんよ」という判断を積み重ねながら、最後に「いや、全部採り上げるべきでした」ということになってしまうのは不自然だし、それをやってしまうと、結局は細かい問題にいちいち「放送基準のここに違反しているじゃないか」と言い立てることになって、それこそ制作者側を委縮させてしまいます。

それで大変困ってしまって。ですからこの意見書は、原案を何回か……たしか3回か4回、まったく書き直したんです。これではダメ、あれではダメ、と何度も書き直して、最後に、「いっそ意見書自体をバラエティーにしちゃえばいいんじゃないか」となったわけです。そうすれば、「もっとよくするにはこうなってほしい」という思いが「お小言集」ではなく伝えられるんじゃないか、と。

民放連の放送基準の中にも、バラエティー番組という独立した項目はありません。

それを思うと、まさに「バラエティーとはなんぞや」から始まるこの意見書は、現場に直接投げかけるバラエティー論でもあったのだと思います。実際、この意見書には現場からの反響も大きく、民放連によるシンポジウムや各局での勉強会や意見交換会などもおこなわれました。

委員長 たしかフジテレビだったかな、過去のバラエティー番組をたくさん引用した番組をつくりましたね。

そのDVDを私は事務所でヘッドホンをつけて観ていたんですが、ゲラゲラゲラ笑っていたら、ほかの弁護士から文句が出たということがあって……。でも、ほんとうにおもしろかったんですよ。いまだったら絶対にそんなことはできないようなことも、昔はやっていた。

それと比較すると、あのバラエティー問題の意見書を出した頃は、芸人さんの内輪のやり取りだけで番組をもたせているようなものがひじょうに多くて、昔のようなおもしろさはない上に将来への発展も見られない、という印象を受ける番組がけっこうあった時代です。そこは視聴者も「おかしい」と感じるから、たくさん苦情が寄せられていたんだと思います。

「よその局の話」で終えないでほしい。——初めて出した「提言」

僕は2010年4月から委員会に入って議論に参加するようになったのですが、今回あらためて過去の委員会決定を読み返してみると、逆のデジャブというか、第1号の『TBS「みのもんたの朝ズバツ！」不二家関連の2番組に関する見解』からずっと繰り返し指摘されながら改善されていない点が、いくつもあることに気づかされます。

たとえば、第1号の『見解』では、ディレクターが取材のメモを紛失してしまっていることや、仕事の分担が細切れで連絡がうまくいっていないこと、また伝聞と断定の区分けが不十分だったことなどが指摘されています。同様なことは、その後の事案でも何度も出てきます。再発が防げていないわけです。そうすると、個々の放送を超えて、放送全般のシステムに問題があるのではないかという気もしてしまうのですが。

委員長 そういうシステム自体に問題があるんじゃないかというのは、確かに最初から指摘しつつつけていましたし、常に問題意識として感じていたことなんです。

具体的には、制作費の削減や人員の削減などですか？

委員長 ええ。ただ、放送局の経営問題に踏み込んで意見を言うというのは、なかなか難しい。「こうだからこうなんだ」という形の因果関係を示せるわけでもないし、またそのためのデータがわれわれの側にあるわけでもないから、いままでは抽象的にしか触っていなかったんです。けれども、2011年の『ぴーかんテレビ』の問題では、東海テレビが自ら、こういう大問題を引き起こしたのはやっぱり人と経費を切り詰めすぎたからだという反省を報告書で述べられました。

検証委員会も2011年9月22日に出した『東海テレビ放送「ぴーかんテレビ」問題に関する提言』で、放送局の経営計画に踏み込んで、〈制作現場にどのように跳ね返っているか、番組の質にどう影響しているかは、慎重に吟味されなければならない〉と訴えています。

委員長 東海テレビが自ら認めているので、こちらもそれを受けて、これはいま言うておかなければいけないということで、きちんとした人員と時間の手当てがされているかどうか再点検しなさい、という提言をすることができたんです。

そもそも「提言」というものは、じつはBPOの規約にはありますが、放送倫理検証委員会の規則にはないんです。ですから、「提言」を出していいのかどうか問題になったわけですが、やはり「提言」が一番適切だろうということになりました。(註11)

それはなぜですか？

委員長 『ぴーかんテレビ』の問題というのは、現象としては放送事故なんですよ。

それは放送するつもりがないのに放送してしまったということですから、放送倫理の側からこの問題の本質に迫るのは難しいんです。しかし、その事故によって、放送の基本使命をないがしろにした形で仕事になされているということが明らかになってしまったわけですから、それについて、やっぱりわれわれとしてはなにか言わなきゃいけない。

ただこれを、東海テレビだけの問題として受け取られては困る。そこには、いまの放送局が抱えている問題の本質が露呈されたというふうに考え

なきやいけない。それで、NHKや民放連の全加盟局に対して、この機会にこうすべきじゃないかということを使うのであれば、「提言」という形が適切だと考えたわけです。

6年目に向けて。——現場に声を届けるために

さて、飛び石方式で急いで5年間をたどって見たわけですが、あらためて5年間を振り返ってみて、いかがでしょうか。

委員長 私たちは、表現の自由を擁護して、放送制作の現場がより自由に、より創意を発揮して、よりよい番組をつくれるようにするための組織だということを、強く考えつづけてきたという自負はあります。

本来は「検証」委員会ですから、チェック、監視、牽制ということをイメージしてつくられた組織であるのですが、それとはちょうど反対の基本理念を胸の内に秘めてやってきた、という自覚があるということです。

その自覚のもとに、5年間、一つひとつの事案について一所懸命に考えてきた。その積み重ねで、私たち自身も私たちがどういう存在であるかということ、より自覚できるようになったと思いますし。また放送局の側も、そういうふうになれわれを見ようになっけてきているのではないかと思います。

では、課題としては？

委員長 あともう一段階なんです。私たちの意見や提言がほんとうに現場に届くようになれば、放送の問題というのは一気に改善される可能性が出てきている段階ではないかというふうに思っています。

委員会の声を現場にどう届けるかが、6年目以降の検証委員会が目指すものの一つになるわけですね。

委員長　そうです。バラエティー番組のときにああいうスタイルの意見書にしたのも
そうだし、情報バラエティー2番組3事案のときには、意見書に「若きテレビ
制作者への手紙」を添えて、「これは現場に直接届けてほしい」と各局にお
願いしたのも、その一つです。これからも、その事案に一番ふさわしいスタ
イルを考えたいですね。

現場にちゃんと届いて、なるほどなと思ってもらって、反省すべき点は反
省してもらって、やる気を出してもらえる、そういう意見を、これからも工夫
していきたいと思っています。